

令和五年十二月二十二日受領
答弁第一二二三号

内閣衆質二一二第二二三号

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員松原仁君提出自然関連財務情報開示タスクフォースに関する政府の対応に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出自然関連財務情報開示タスクフォースに関する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、御指摘の「TNFD」が令和五年九月に公表した提言（以下「提言」という。）を参照した情報開示が、一部の事業者において行われていると認識している。

二について

提言を参照した情報開示は、事業活動による自然資本（「生物多様性国家戦略二〇二二―二〇三〇」（令和五年三月三十一日閣議決定）において「地球上の再生可能／非再生可能な天然資源・・・のストック」と定義している「自然資本」をいう。）及び生物多様性への影響等を明らかにし、これらを踏まえた事業活動におけるリスクや機会の評価や目標設定等につながるものと考えている。

三及び四について

お尋ねの「TNFDの枠組みを国内企業に適用する計画」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、事業者による自主的な自然関連の情報開示に係る取組が進むよう、「生

物多様性民間参画ガイドライン」（平成二十一年八月環境省策定）の改訂、事業者に対する研修会の実施等を行っているところであり、今後とも当該取組を支援してまいりたい。

五について

御指摘の「TNFD」において自然関連の情報開示に係る実効的なルールが形成されるよう、引き続き官民連携の下で国際的な議論に参加していくことを考えている。